

Interview

本PDFは著者物のため、掲載内容を無断で複写（コピー）・転載・販売することを禁じます。

（一社）日本画像医療システム工業会（JIRA）における 環境委員会の活動と、医療機器分野に関わる 環境・化学物質法規制への対応について

（一社）日本画像医療システム工業会（JIRA）

環境委員会 委員長	石垣 尚子	（いしがき なおこ）
副委員長	五十田 友里	（いかだ ゆり）
副委員長	島津 典子	（しまづ のりこ）
副委員長	木原 知美	（きはら ともみ）
事務局	岩木 健	（いわき たけし）



石垣氏 委員長として環境委員会の活動について紹介いただいた。

今月の巻頭記事では、医用放射線機器産業の全国的な団体である日本画像医療システム工業会（JIRA）の環境委員会の活動をご紹介します。前回 2019 年 11 月号に続き、あらためてインタビュー取材に応じていただきました。製品寿命が長いという特徴を持つ医療機器分野の視点から、現在直面している環境・化学物質規制の動向と、業界としての対応について、またサプライチェーンにおける川上～川下の連携の重要性など、示唆に富む話題が満載です。是非ご参考になさってください。

JIRA 及び環境委員会の紹介

—— 本日はお忙しいところお時間をいただきありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。早速ながら、貴工業会及び環境委員会様の活動の概要について、ご紹介いただけますでしょうか。

一同 どうぞよろしくお願いいたします。

岩木 弊会は、画像診断用医療機器及び関連する機器・システムの開発、製造、販売を行う企業によって構成される団体です。主な事業対象商品としては「1. 診断用 X 線装置、2. X 線 CT 装置、3. 診断用核医学装置、4. 診断用磁気共鳴装置、5. 診断用画像処理システム、6. 関連用品（フィルム及び薬品類を除く）、

7.X線フィルム及び薬品類、8.骨密度測定装置、9.その他の画像診断装置、10.治療用装置、11.医療用ソフトウェア、12.保守・サービス、13.防護事故・防護材」などです。1967年に発足し、それ以来、製品の標準化や、行政機関への提言などを行っています。現在（2025年9月30日現在）の会員数は217社で、大手の医療機器メーカーは勿論のこと、最近では医療機器プログラム、ソフトウェア関連のスタートアップ企業の方々も参加されており、以前よりも会員数が増えてきています。

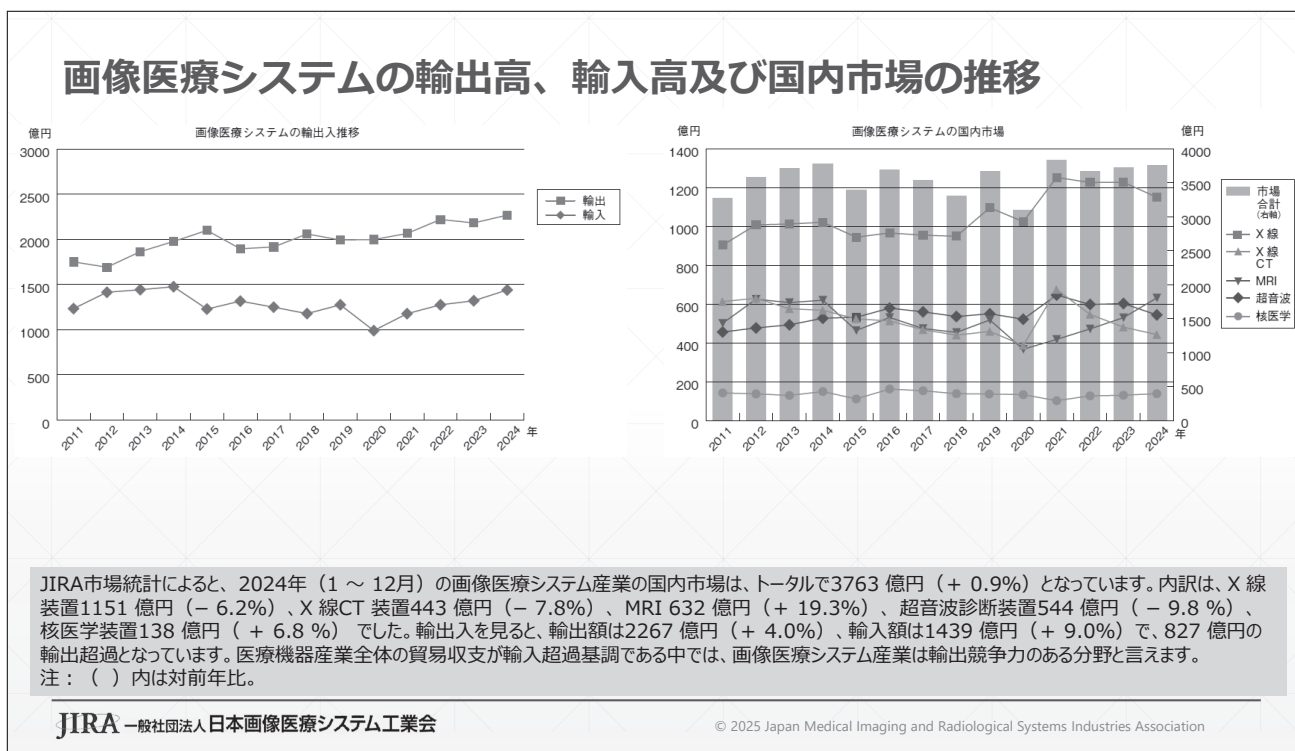
図表1は、画像医療システムの輸出入及び国内市場の推移を示したものです。横軸は年度、縦軸は金額を表しています。ご覧のとおり、輸出額は輸入額を上回っており、JIRA会員企業の製品が国内だけでなく海外でも広く利用されていることが分かります。

図表2に組織図を示します。本日取材いただいている環境委員会は、政策企画会議の直下に位置する組織で

す。もともとは法規・安全部会の下部組織として活動していましたが、近年、環境・化学物質規制への関心が一層高まっている状況を踏まえ、独立した委員会として新たに発足いたしました。

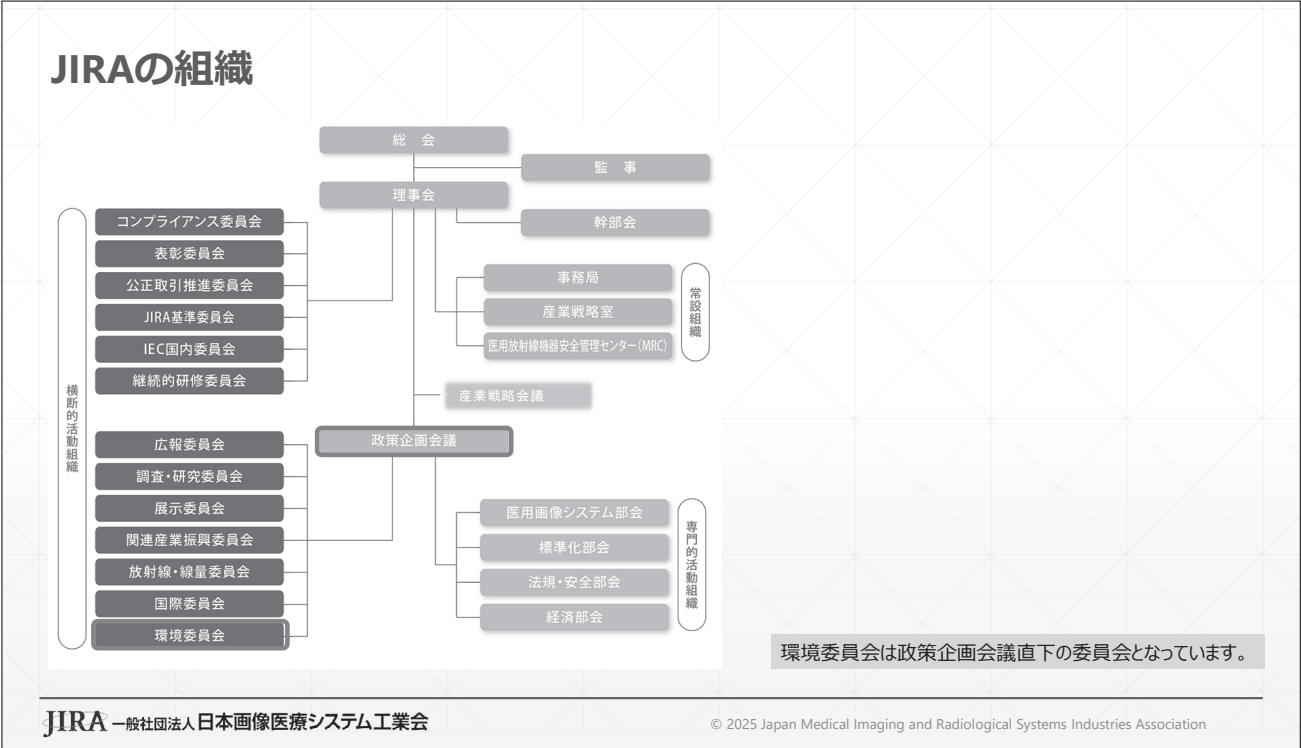
環境委員会では、関連団体と連携し、国内外の医療機器販売に影響を及ぼす環境・化学物質規制に関する情報を収集し、会員企業への周知・共有を行っています。主な環境規制としては、POPs条約をはじめ、欧州のREACH規則やRoHS指令、さらには米国・カナダなど各国の環境・化学物質規制が挙げられます。委員会では、これらの情報を継続的に収集・整理し、会員企業に提供しています(図表3)。

また、関連団体との情報交換を通じて意見を集約し、各国の行政機関に対して提言を行うことも、重要な活動の一つです。関連団体との具体的な連携内容については、図表4及び図表5をご参照ください。



（一社）日本画像医療システム工業会 DATA BOOK 2025 より引用

図表1



(一社)日本画像医療システム工業会 ホームページより引用

図表 2

環境委員会の概要

■ 方針

- ・ 医療機器販売に影響する世界的環境規制の情報収集
- ・ 関連団体と連携し、JIRAの意見が各国規制へ反映されるよう働きかける
- ・ 規制等の動向を会員企業に周知し、業界全体の歩調を合わせていく

■ 役割

- a. 医療機器の輸出等に影響する欧州化学物質規制（RoHS、REACH）などの世界的環境規制についての情報収集・発信を行う
- b. 日本行政およびカテゴリー8&9関連工業会と情報交換し、日本側の意見をまとめ発信する
- c. 日本医療機器産業連合会（医機連）環境委員会と連携し、世界的環境規制の動向を調査する

JIRA 一般社団法人日本画像医療システム工業会

図表 3

特集 1

中国 RoHS 国家規格 GB 26572 の改定と企業への影響について

日本テピア(株) テピア総合研究所 所長
中小企業診断士 高木 正勝 (たかぎ まさかつ)

はじめに

中国の国家市場監督管理総局が所管する国家標準化管理委員会は 2025 年 8 月 1 日付で強制性国家標準 GB 26572-2025「電器電子製品有害物質使用制限要求」を正式に公布した。公布から 2 年の猶予期間をおいて 2027 年 8 月 1 日から施行される。同日をもって現行の GB/T 26572-2011「電器電子製品有害物質使用制限要求」が代替される。

電気電子機器に含まれる有害物質の使用を制限する RoHS 指令は EU 市場で販売される製品を対象に欧州連合(EU)が導入を進めてきた。鉛などの特定有害物質が基準値を超えて含まれていないことが求められ、廃棄される電気電子機器のリサイクルを促進し、人体や環境への有害物質の悪影響を最小限に抑えることを目的としている。

中国は欧州 RoHS 規制に対応して中国版 RoHS 制度を整備してきた。図表 1 に中国 RoHS のこれまでの主な経緯を示す。EU の RoHS 指令は 2006 年 7 月 1 日に施行された。その後、RoHS2 として 2013 年 1 月に改正され規制対象物質が 6 物質から 10 物質に拡大した。

この動きを追って最初の中国 RoHS 弁法は 2007 年 3 月に施行され、一部の電子電気製品を対象として EU RoHS と同じ 6 種類の有害物質の使用制限を導入した。その後、2016 年 7 月に中国 RoHS2 といわれる現行の「電器電子製品有害物質使用制限管理弁法」が施行され、規制品目がすべての電器電子製品へと拡大された。2024 年 6 月には規制物質に 4 種類のフタル酸エステルが追加されて EU RoHS と同じ 10 物質となった。

図表 1 中国 RoHS のこれまでの主な改定経緯

2007 年 3 月	「電子情報製品汚染予防管理弁法」(旧中国 RoHS)施行
2016 年 7 月	「電器電子製品有害物質使用制限管理弁法」(中国 RoHS2)施行
2024 年 6 月	GB/T 26572-2011「電器電子製品有害物質使用制限要求」の第 1 号追補版を公布、4 種類のフタル酸エステルを追加
2024 年 11 月	GB 26572「電器電子製品有害物質使用制限要求」の改定意見募集稿(第 1 回)
2025 年 4 月	GB 26572「電器電子製品有害物質使用制限要求」の改定意見募集稿(第 2 回)
2025 年 8 月	GB 26572-2025「電器電子製品有害物質使用制限要求」公布。施行は 2027 年 8 月 1 日

中国 RoHS の管理制度は基本法である「弁法」を定め、関連する標準規格を実施細目として適用し執行する方式に特色がある。中国の国家標準には強制性標準 (GB) と推奨性標準 (GB/T) がある。中国 RoHS の実施細目といえる「電器電子製品有害物質使用制限要求」がこれまでの推奨性国家標準の GB/T 26572-2011 から強制性国家標準 GB 26572-2025 に改定されることは中国市場における中国 RoHS 規制の適用管理が強化されることを意味する。2025 年 8 月 1 日付で公布された GB 26572-2025「電器電子製品有害物質使用制限要求」の内容を以下に見ていく。

1. 改定の背景とポイント

1.1 改定の背景

2025 年 8 月 1 日付 GB 26572-2025「電器電子製品有害物質使用制限要求」の正式公布に先立って 2024 年 11 月と 2025 年 4 月の 2 度にわたり改定ドラフト案が示され意見募集が行われた。2025 年 4 月の改定意見募集の際には工業情報化部より「強制性国家標準『電器電子製品有害物質使用制限要求』の編成についての説明^{*1}」文書が公開され改正が必要な背景と主要な改定項目についての解説が示された。

同説明文書によると中国 RoHS 弁法である「電器電子製品有害物質使用制限管理弁法」は国が定める法律であり強制法規の位置づけであるが同弁法の実施をサポートする国家標準 GB/T 26572-2011「電器電子製品有害物質使用制限要求」及び業界標準 SJ/T 11364-2014「電器電子製品有害物質使用制限ラベル要求」はいずれも推奨性標準であり中国 RoHS 弁法が目的とする規制内容を法的に執行するために不十分であったと指摘している。具体的には一部の企業は推奨性標準の要求事項の遵守は任意であって強制ではないと解釈し、必要なラベル表示を行わず市場監督管理当局の検査によって製品が不合格とされるケースなど中国 RoHS が

趣旨とする中国の電器電子製品における有害物質の使用制限規制が十分に執行されず政策実施の徹底に影響を及ぼしていたとされる。そのような事情を背景として中国 RoHS 弁法の主要な実施標準である GB 26572-2025 が強制性国家標準として新たに改定施行される。

1.2 主な改定ポイント

今回の強制性国家標準 GB 26572-2025「電器電子製品有害物質使用制限要求」の公布は「電器電子製品有害物質使用制限管理弁法」の強制法規性と国家標準の属性を一致させて中国 RoHS 制度の執行を確実にすることが目的とされている。同時に中国の電器電子産業の発展のための技術要件に関して必要なアップデートが行われた。現行の GB/T 26572-2011「電器電子製品有害物質使用制限要求」及び第 1 号追補版の内容と比較して GB 26572-2025 における主な改定ポイントは以下のとおりである。

1.2.1 製品分類と対応する有害物質要求を整理

電器電子製品有害物質使用制限管理弁法が定める 2 段階方式での制度整備の計画に沿って電器電子製品の分類 (I 類、II 類) とそれぞれに対応する有害物質使用制限要求の要件を追加した。規制対象物質については 2024 年 6 月 29 日公表の GB/T 26572-2011「電器電子製品有害物質使用制限要求」の第 1 号追補版の内容と同じで従来の 6 種類の物質に 4 種類のフタル酸エステルを追加した 10 種類である。

1.2.2 SJ/T 11364-2014 のラベル表示要求の内容を包含化

今回、公布された GB 26572-2025「電器電子製品有害物質使用制限要求」の中に有害物質の使用制限に関するラベル表示の要件を追加し、SJ/T 11364-2014「電器電子製品有害物質使用制限ラベル要求」の内容を強制性標準 GB 26572-2025「電器電子製品有害物質使用

*1 附件 2: 强制性国家标准《电器电子产品有害物质限制使用要求》编制说明
https://www.miit.gov.cn/jgsj/kjs/jscx/bzgf/art/2025/art_0627b5725b8a4974ab1327f568e312b4.html

特集 2

化学物質管理視点でのプラスチック条約策定に向けた動向 - 欧州の化学物質管理関連動向との比較 -

みずほリサーチ&テクノロジーズ(株)
サステナビリティコンサルティング第2部
関 理貴 (せき のりたか)

はじめに

第5回国連環境総会再開セッション(UNEA5.2)の決議に基づき、海洋プラスチック汚染を始めとするプラスチック汚染対策に関する法的拘束力のある国際文書(以下、「プラスチック条約」という)の策定に向けた政府間交渉委員会(以下、「INC」という)が設置され、プラスチック汚染に対処するための条約交渉が進められている。INCは5回開催することが予定され、2024年11月25日～12月1日に第5回会合(INC-5.1)が開催されたが議論は収束せず、第5回会合の第2部としてINC-5.2が2025年8月5日～8月15日に開催された。計6回の会合を経て、部分的には意見の集約があったものの、プラスチック(並びに懸念される化学物質)の製造や使用に係る措置を含め一部の論点では意見の収斂に至らず、引き続き交渉を継続することとなった。

本稿では、化学物質管理の視点で、INC-5.2の動向について解説する。特に、INCにおいて議論された化学物質に対する措置と対象とする化学物質の考え方について整理するとともに、化学物質に対する措置の必

要性を主張する欧州を対象に、プラスチック条約において提案されていた化学物質に対する措置に関連する規制動向を整理した。

1. INCにおける化学物質に対する措置に係る議論

1.1 化学物質に対する措置について

INC-5.2では、議長による条約案が二度提示された。8月13日に提示された一度目の案(以下、「8/13案」という)¹⁾では、プラスチック製品の段階的廃止に係る記載や、プラスチックの製造等に対する措置の要件として“懸念される化学物質(chemicals of concern)”にかかる記載が削除されていた。これに対して一部の国から意見があり、二度目の条文案が8月15日に議長から提示(以降、「8/15案」という)²⁾された。

表1に、INC-5.1の議長テキストでは記載されていた化学物質に対する措置に対して、8/13案での記載と8/15案での主な修正点を整理した。

表 1 条文案に記載された化学物質に対する措置の比較

観点	INC-5.1 で提示された議長テキスト	INC-5.2 で提示された条文案	
	内容	8/13 案	8/15 案での主な修正点
化学物質の製造・使用等	(第 3 条) 人の健康や環境への影響が懸念される化学物質について、製造や輸出入の禁止や削減といった措置が記載 プラスチック製品に係る用途と化学物質の組み合わせで対処する案が記載	(第 4 条) 自国の状況及び能力に応じて、以下に該当するプラスチック製品の製造、輸出又は輸入を管理、削減し、又は禁止するための措置を講じるべきである ・環境中へ放出する等の可能性のあるもの ・再利用・堆肥化等が困難なもの ・循環型経済を阻害するもの ・意図的に添加されたマイクロプラスチック	「プラスチック製品の生産及び消費を削減し、又は可能な場合には段階的に廃止し、又は禁止するための措置を講じるべきである。」に修正 要件として以下を追加 ・[人の健康又は]環境に容認できないリスクをもたらすもの ・人の健康又は環境に対して懸念される化学物質を含むもの
プラスチックの生産量削減	(第 6 条) プラスチックそのものの生産量削減目標も検討中		
情報伝達	(第 3 条) プラスチック製品及び廃棄物に含まれる化学物質を含む化学物質のトレーサビリティを確保	記載なし	記載なし
プラスチック製品中の再生品割合の設定	(第 5 条) 循環経済アプローチを追求した、プラスチック製品設計の改善の一環で、必要に応じて設定	(第 5 条) 記載なし ただし、化学物質に関しては、関連情報の入手可能性の向上について言及あり	大きな修正なし
環境中への排出抑制	(第 7 条) プラスチックの環境への放出及び漏洩を防止し、削減し、及び可能な場合には廃絶するための措置	(第 6 条) 国の状況及び能力を考慮し、プラスチックの環境への放出及び漏出がプラスチック汚染に寄与する場合には、当該放出及び漏出を評価し、防止し、削減し、及び可能な場合には除去するための措置をとるよう努める	「可能な場合には廃絶するための措置」が追記

出所:各種情報よりみずほリサーチ&テクノロジーズが作成

INC-5.1 時点の議長テキストに記載された措置が、8/13 案では削除や緩和された項目が見られ、8/15 案では一部の項目で INC-5.1 時点の議長テキストの記載に戻された。

具体的には、プラスチックに関連する化学物質の製造や使用について、INC-5.1 の時点では製品と用途の組み合わせで対処する案も含め禁止や削減に係る措置が記載されていたが、8/13 案では、化学物質に係る記載が削除された。一方で、8/15 案では、「プラスチック製品の生産及び消費を削減し、又は可能な場合には段階的に廃止し、又は禁止するための措置」の要

件の一つとして、“懸念される化学物質(chemicals of concern)”の記載が再登場した。なお、プラスチックそのものの生産量削減目標に関する記載は削除された。

情報伝達については、INC-5.1 時点では、含有する化学物質のトレーサビリティについて記載があったが、8/13 案及び 8/15 案では記載がなかった(他方で、“懸念される化学物質(chemicals of concern)”に対する措置が残る場合、要求される管理を実現するためには、含有化学物質のトレーサビリティは必要となることが考えられる)。

特集 3

国際規格に準拠した川下製品の 含有化学物質検証

SGS ジャパン(株) C&P Connectivity 化学物質管理
技術顧問 山岸 康男 (やまぎし やすお)

はじめに

装置や機器、サブアセンブリなどの川下製品の場合、川上の材料メーカから伝達される材料宣言書(chemSHERPA など)の情報を中心に自社製品の製品含有化学物質(CiP)の管理を行うのが日本では一般的である。しかし、サプライチェーンが国際化するなか十分な情報が入手できない場合も多々生じる。また信憑性に疑義がある場合も散見される。こうした場合、RoHS 指令における CE マーキングに用いられる IEC 63000 では自社で独自に検証を行うことを要求している¹⁾。

とはいえ川下製品の場合、対象部位の数は膨大であり、また、昨今の CiP 規制強化の流れで規制物質の数も増大している。このため、全ての部位と対象物質を分析し適法性を担保することは通常極めて困難である。こうした川下製品における検証分析の困難さに鑑み、CiP 分析の国際規格である IEC 62321 では含有リスクが高い部位と物質を絞り現実的な労力で検証するための戦略を Part 2 で提示している²⁾。また、「含有リスクベースでの管理」という考え方は、IEC 63000 にもビルトインされている。これらの規格はセットメー

カの過大な負荷を軽減することを目的に作成されたものであり、国際的にもオーソライズされているので、CiP 管理のコスト削減に有効なツールである。しかし、文章がわかりにくいこともあり日本では残念ながら十分活用されていないように見受けられる。

そこで本稿では、IEC 62321 Part 2 や IEC 63000 における「含有リスクベースでの管理」について概観するとともに、ハイリスクな部位と物質を絞り込むための考え方、装置や機器等における要検証部位を特定するための手順や分析を行う際の留意事項などについて解説する。

1. 川下製品の CiP 管理に関わる国際規格

機器製品の CiP 管理の分野では以下の 3 つの国際規格が広く活用されている。下記は何れも IEC の規格ではあるが、CiP 管理については RoHS 指令を受けて電機・電子業界が先行して体制の整備に取り組んできたことから、電機・電子製品以外の機器においてもこれらの CiP マネジメントに関するノウハウが活用されている。

- ・ IEC 62321: CiPの含有分析に関する規格。Part 2でサンプリング戦略を、Part 3以降は各物質の分析方法を記載。
- ・ IEC 62474: CiPの含有情報を伝達する文書(材料宣言書)の要件を提示。日本発の材料宣言書フォーマットであるchemSHERPAもこれに準拠している。
- ・ IEC 63000: CiPの含有に関する適合性評価の要件を規定。

上記のうち、含有リスクベースでの管理にかかわるIEC 62321 Part 2およびIEC 63000について要点を述べる。

1.1 IEC 62321 Part 2

Part 2は製品の分解とサンプリングに関わる規格であるが、ここで、サンプリングとは対象製品の「どこから・何を・どのようにして・どのくらい」採取するか全てひっくるめた概念であり、膨大な数の構成部位・材料のどこを調べるかを決定するプロセスを含んでいる³⁾。

規格の“6 Conclusions and recommendations for sampling”の最後のフレーズでは、製品に含まれる均質材料を全て分離して試験することは非現実的であり、この困難を軽減するために、材料宣言の情報と、特定の材料タイプに特定の物質が存在する可能性に関する知識を活用する必要がある、と述べている。

また、Annex Bでは金属中の臭素系難燃剤など含有可能性がない物質はテスト対象から外すことで試験の効率化が図れることを述べるとともに、Table B.1にRoHS指令対象物質が電子機器用の各種部材に含まれる可能性を例示している。

1.2 IEC 63000

IEC 63000はCiPについての適合性評価に必要な技術文書について規定するものであり、実質的に同じ内容のEN IEC 63000:2018がRoHS指令の自己適合宣言の整合規格となっているが、IEC 63000の考え方は

POPs条約(残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約)など他のCiP規制への対応についても適用できる。

本規格の4.2項で必要な技術文書として製品概要や部材構成、参照規格等を挙げているが、核となるのは各部材についての詳細情報であり4.3項に詳細が記載されている。“4.3 Information on materials, parts, and/or sub-assemblies”には、製造者が実施すべき以下の4つのタスクが提示されている。

1) 必要な情報の決定(4.3.2 項)

必要な技術文書の種類は、a)部材自体の含有可能性とb)サプライヤの信用についての自分たちのアセスメントに基づいて決定することとし、含有可能性や信用の判断材料についても例示(may apply)している。ここで含有可能性の判断材料としては、部材に関する文献情報や、部品・サブアセンブリに一般的に使用される材料、歴史的な使用経緯などが挙げられている。

2) 集めるべき情報(4.3.3 項)

上記1)のアセスメントに基づいて収集すべき必要な技術文書として、a)サプライヤ宣言書・契約合意書、b)材料宣言書、c)分析・試験の結果の3つを挙げている。そして、これら3種類の文書はand/orで繋がられている。

分かりにくいのは、この“and/or”の解釈である。「全て“or”でよい」と自分たちで勝手に決めてしまえば、例えば非含有保証書で一筆取っておけば、それで充分なようにも見える。しかしそれでは、1)で部材の含有可能性とサプライヤの信用についてアセスメントし、その結果に基づいて必要な文書を決定したことにならない。よって、“and/or”の意味は、「リスクが高い場合は“and”で管理を強化し、リスクが低ければ“or”で労力を緩和してよい」と解釈するのが相当である。

図表1にリスクアセスメントの例を示す。ここでは、「部材の含有可能性」を4水準とし、「サプライヤの信用」を3水準としたマトリックスでリスクをランク付けしているが、何水準に取るかは各社の実情に従って



化学物質管理における 日本中毒情報センターの活用

(公財)日本中毒情報センター 大阪中毒 110 番
施設長 三瀬 雅史 (みせ まさし)

公益財団法人日本中毒情報センター(以下、JPIC)は、中毒 110 番での情報提供を通じ、医療機関・企業・行政と連携しながら中毒事故への対応を行っている。本稿では、JPIC の活動概要と、企業の化学物質管理における具体的な活用方法を紹介する。企業担当者にとって、万一の中毒事故発生時の備えや、事故防止対策の一助となれば幸いである。

1. 公益財団法人日本中毒情報センターについて

1.1 設立の経緯

欧米では 1950 年代から Poison center が設立されていたなか、1977 年に日本救急医学会内に中毒情報センター設立に向けた中毒小委員会が設置された。約 10 年に及ぶ準備期間を経て、1986 年に当時の厚生省認可のもと、財団法人日本中毒情報センターが設立された。2012 年 4 月に公益法人移行認定を得て、公益財団法人日本中毒情報センターに移行した。

設立目的は次のとおりである。

『化学物質等の成分によって起こる急性中毒について、広く一般国民に対して啓発や情報提供等を行い、我が国の医療の向上を図る』

1.2 事業内容

JPIC の主な事業は、情報提供事業、資料収集・整備事業、啓発・教育事業である。

1) 情報提供事業

化学物質(家庭用品、医薬品、農薬、工業用品など)や動植物の毒によって起こる急性中毒の対応に関する電話相談窓口「中毒 110 番」を大阪、つくばの 2 拠点で運営している(図表 1)。薬剤師、獣医師等が 24 時間 365 日対応し、一般の方には受診の必要性や応急手当を助言することで適切な治療につなげるとともに、不必要な受診を抑制して医療費削減にも寄与している。医療機関に対しては毒性、症状、治療等に関する詳しい情報提供を行っている。さらに、電話相談後の経過を把握するため、一般の方には受診を勧めた例を対象に電話調査を行い、医療機関には全例について症例調査用紙を用いた追跡調査を実施し、症状・治療・転帰等の情報を収集している。

また、東京地下鉄サリン事件や和歌山毒物カレー事件を契機に化学テロ専用ホットラインを設置し、化学災害・化学テロ発生時は消防、警察、保健所などの関連機関と情報収集、情報交換を行う体制を整えている。

月刊

化学物質 管理

Vol.10
2025.8～2026.7

月刊：毎月1回発行
年12冊(年間購読)
体裁：A4 モノクロ
頁数：70-100頁
(号により変動)
価格：冊子版のみ 55,000円
(税込(消費税10%))
(年間購読：12冊)
I S S N : 2424-1180

- ★「冊子版のみ」の他に
「電子版のみ」、「冊子+電子版」の形態も
ご準備しております。
- ★月1回のメールマガジン配信中！
化学物質管理に関する情報をお届けします！
- ★ホームページではコラム等も更新中♪
ぜひご覧ください。

詳細はホームページをご確認ください。
<https://johokiko.co.jp/chemmaga/>

Concept

海外を中心に、必要な化学物質規制や関連情報を、
「タイムリーに」「分かりやすく」「つっこんだ内容」で提供する

主な読者ターゲット

企業の含有化学物質／環境規制担当者、
RC担当者、安全衛生責任者、開発研究者、
その他実務担当者

刊行の狙い

「国内、世界の化学物質規制が年々強化されている」
「海外を中心に、多数の関連規制をタイムリーに把握／対応する
のに苦慮している」
「後手に回っている化学物質管理を自社の強みに変えたい」
⇒多々寄せられるこのような声に応えるべく、形式にとらわれ
ず、タイムリーで必要性の高い情報を提供できる「雑誌」という
媒体での情報提供を企画。月刊誌。

充実の ラインナップ

特集テーマ

- ・REACH, RoHS, CLP 規則
最新動向
- ・米国 TSCA・HCS・州法
- ・中国の環境・化学物質規制
- ・東南アジアの化学物質規制
- ・化審法、安衛法、毒劇法等
国内法規制
- ・各国の GHS 対応
- ・危険物輸送動向
- ・世界の新規化学物質届出
- ・情報伝達ツール
など喫緊の課題の動向・対応策

本誌の構成

- ・インタビュー ～キーマンに聞く
- ・特集記事 ～国内外の規制動向
- ・各社の化学物質管理
- ・コラム
- ・ニュースレター
- ・質問箱 など

キーマンへの インタビュー

経産省や環境省など
関連官庁をはじめ
工業会、大手企業など
業界のキーマンに聞く！

法令改正や法令対応、
化学物質管理に関する
取り組みなどを掲載

発行 株式会社 情報機構